

1 設置目的・理念・方針・役割

1-1 設置目的

新たな文化や価値観を生み出していくため、市民に日々の暮らしの中で必要な情報を豊かに届け、人と活動が豊かに交わる中で、知恵や想像力を育み、**地域の課題解決や市民一人ひとりの自己実現に資する**

1-2 基本理念

「ひとりひとりの暮らしと創造のよりどころへ」

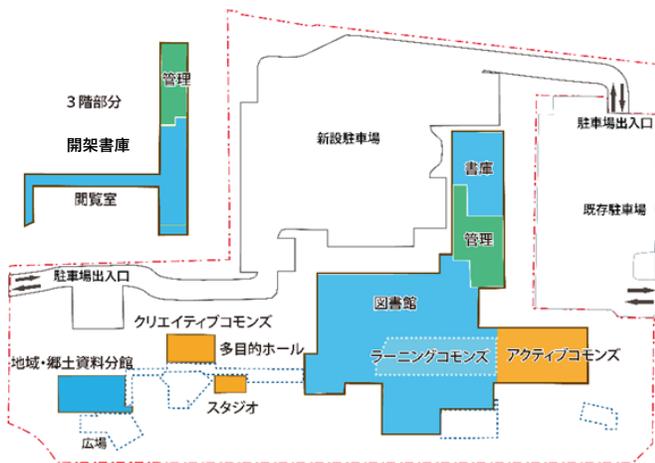
1-3 運営の基本方針

- ・図書館と地域交流センターから成る複合施設
- ・一人ひとりが幸せに生きるための居場所（主体的・自律的な活動の場）を提供する
- ・個人の学びと社会的な活動が豊かに交わる中で、一人ひとりの自己実現が地域課題の解決につながるようなサービスの提供を積極的に行う。

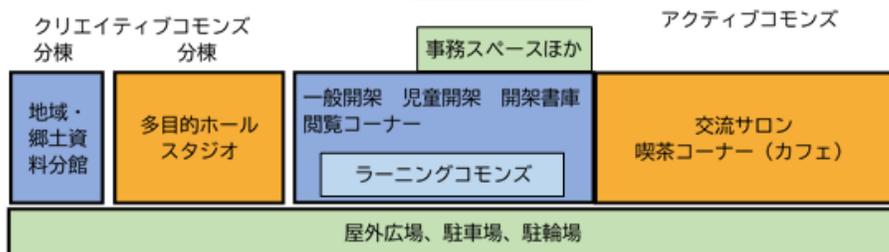
◎対話によって新たな体験価値や事業価値を「共」に「創」る、「第三世代の公共施設」

◎「地域共創」を運営の柱とする。

2 施設概要

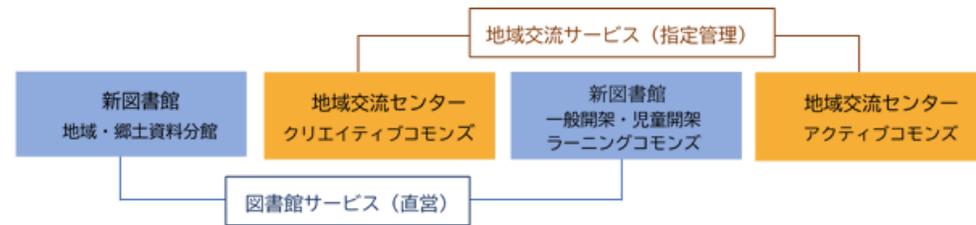


【複合施設の施設構成】 区分： 図書館 地域交流センター

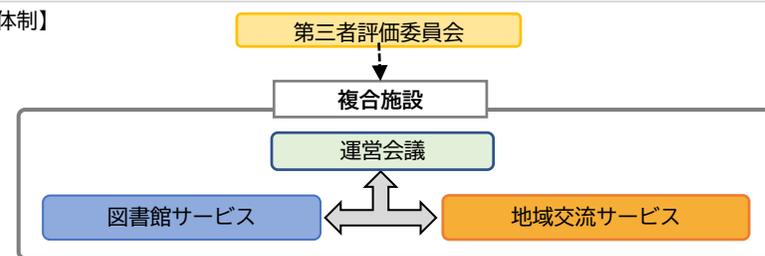


3 施設運営計画

- ・図書館と地域交流センターの2つの施設を公民が共同運営することにより、相乗効果を生み出し、知識や人との出会いが生まれ、**地域課題の解決**や**市民一人ひとりの自己実現の場**となる**有機的・一体的な管理運営**を行う。
- ・複合施設の運営を評価し、事業展開の助言などを行う「第三者評価委員会」を設置する。



【運営体制】



6 施設管理

6-1 開館日(予定)

- ・複合施設は、月に1日の定期休館と、年末年始を休館日とする。
- ・図書館サービスは、毎週月曜日、年末年始及び資料整備に伴う期間を休館日とする。

6-3 貸出対象施設

- ・地域交流センター：交流サロン、スタジオ、多目的ホール、屋外広場等
- ・図書館：グループ室、ラーニングcommons
- ・利用主体、利用目的、利用時間帯などにより、適切な料金の設定を行う。

6-4 維持管理

- ・複合施設の維持管理、備品等の維持管理、清掃業務、警備業務、ごみ処理等などの業務を効率的に管理していくため、直営施設及び指定管理者導入施設の業務範囲を明確に定める。

市と指定管理者による効率的な管理



6-5 危機管理

- ・災害等危機のほか、個人情報流出などの危機管理対策は、危機管理マニュアルによる研修教育を行う。

4 図書館サービス事業計画

4-1 基本姿勢と目指す方向性

基本姿勢

- ・別府市の図書館は一人ひとりの「今」を大切にします
～市民がだれでも、どこでも、なんでも利用できる図書館～
- ・別府市の図書館は一人ひとりの「未来」を支え、生き方を応援します
～一人ひとりの自己実現を助ける図書館～

目指すべき方向性

- ・学びたいことを学び、知りたいことを知ることができる図書館
- ・一人ひとりの居場所のある図書館
- ・人と本、人と人との出会いと活動の場をつくる図書館
- ・変動する社会の状況に対応し、明日を共に創る図書館
- ・別府の過去と現在を保存し、未来を考え、未来を拓くための図書館

4-2 資料整備

最大32万冊収容

- ①一般書
- ②児童書
- ③ティーンズ資料(ヤングアダルト資料)
- ④地域資料、郷土資料
- ⑤多文化資料(外国語資料)
- ⑥バリアフリー資料
- ⑦視聴覚資料
- ⑧新聞
- ⑨雑誌
- ⑩電子資料(オンラインデータベース含)
- ⑪その他新しい形態の資料



4-3 一人ひとりへのサービス

- ・資料情報提供
フロアワークを積極的に取り入れるとともに、非対面サービス、レファレンスサービス、相互貸借などを通して、利用者が求める資料や情報を提供する。
- ・対象別サービス
様々な情報欲求や特性に適したサービスを行う。
- ・アウトリーチサービス
各施設や機関との連携・協力により、必要とする資料・情報を届ける。
- ・利用機会の拡充
すべての市民の身近に図書館サービスがある環境を実現する。

4-4 活動を支えるサービス

- 地域共創の推進力となる市民の交流や活動を支える。
対話によって、新しい価値を共に創り上げていく場を整備する。
- ・市民活動の支援
 - ・活動の場の提供

4-5 地域郷土資料分館

- ・温泉を主な観光資源として栄えてきた地域文化の成り立ちとその特色を発信する。
- ・市民同士の交流と地域への愛着を育む事業を展開する

◎新たな地域文化の創造、別府温泉のブランド力向上に寄与する。

- ①資料収集
- ②展示活動
- ③調査研究支援
- ④体験・交流型事業
- ⑤デジタルアーカイブ



4-6 運営

- ・直営で運営する
(館長・総務的業務・奉仕業務・管理業務)
- ・図書館職員の知識や技術及び市民への対応の能力を身につけるような研修機会を設ける。
- ・情報インフラを整備し、利便性を確保する。

5 地域交流サービス事業計画

- ・図書館サービスとの融合
- ・人と人、人と情報の出会い、「対話」、「活動」を醸成するコミュニケーションの形成
- ・人材育成や産業創造、まちづくりに寄与する

◎地域共創を柱にサービス提供を行う

【業務内容】

- (1) 総務管理業務
- (2) 企画運営業務
- (3) 施設利用受付業務
- (4) 運営業務
- (5) 広報業務
- (6) 施設管理業務

7 事業評価

- ①自己評価(月1回)
- ②運営会議による評価(四半期に1回)
- ③第三者評価委員会による評価(年に1回)
- ④指定管理業務の評価(2年に1回)

8 収支計画

公的負担の抑制と良好な公共サービスの提供を目指し、短期的な費用対効果と長期的な視点の双方で公共施設運営を行う。

9 開館準備

施設設置者である行政主導のもと、図書館サービスと地域交流サービスが相互に連携しながら取り組む。

年度	項目
令和5(2023)年度	建設工事着工 複合施設設置条例制定
令和6(2024)年度	指定管理候補者選定
令和7(2025)年度	複合施設開館